令和5年度創成川上空歩行者動線検討業務 提案説明書

1 業務の名称

令和5年度創成川上空歩行者動線検討業務

2 趣旨

本説明書は、「令和5年度創成川上空歩行者動線検討業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

札幌駅交流拠点は、平成 28 年 5 月に策定した「第 2 次都心まちづくり計画」において、まちづくりの骨格構造として位置付けられた交流拠点のひとつであり、また、道内最大の交通結節点であることから、北海道札幌の国際競争力をけん引し、その活力を展開させる起点を形成して道都札幌の玄関口にふさわしい空間形成と高次都市機能の強化が求められている。

令和元年 10 月には、北5西1・西2街区の再開発を推進するため「札幌駅交流拠点北5西1・西2地区再開発基本構想」が策定され、開発コンセプトの視点のひとつである街並み形成において「道都札幌の玄関口にふさわしい新たなシンボル空間の創出」を掲げている。また、再開発の事業効果を高めるための取組である創成川通及び創成東地区との連携として、 南口駅前広場から創成東地区への円滑な人の流れを促すため、創成川通の上空を利用した歩行者動線を確保することを示している。

また、創成東地区には、2030 年度末札幌延伸を予定している北海道新幹線の札幌駅東改札口の整備を予定しており、今後は周辺街区の将来の利用形態を踏まえ、創成川上空の歩行者動線の整備に向けた検討が必要となる。

本業務では、歩行者動線の確保に向け、歩行者動線検討、整備方針検討、歩道橋構造検討を行い、今後の事業実施へ向けた基礎資料等を作成するものである。

4 業務の内容

(1) 計画準備

本業務の目的、趣旨を十分把握した上で、業務内容を確認し、作業計画、実施方針、業務工程、作業編成、人員計画など、業務を円滑に遂行するための業務計画書を作成する。

(2) 歩行者動線検討

ア 動線計画、法的位置付け検討

創成川通の東西を結ぶ創成川上空歩行者動線の整備へ向け、周辺土地利用や開発動向等に基づき、動線計画を行うとともに、歩行者動線の位置付け、道路区域等の法的整理を行う。

法的位置付けの検討は他都市事例等を参考に実施するものとするが、詳細は業務主任と協議して決定すること。

イ 通路幅員の整理

検討対象である歩行者動線に関し、計画通行量に基づく通路・階段幅員整理を行う。 なお、整備後の通行量データは貸与する。

ウ 事業計画検討

後述の歩道橋構造検討結果に基づき、施工年次計画等の概略事業計画の検討を行う。

エ 周辺事業者との協議資料作成

後述の整備方針検討結果、歩道橋構造検討結果、前項の事業計画検討結果をもとに、協議資料を作成する。道路管理者、河川管理者、埋設物管理者及び周辺事業者等との協議を想定しており、周辺事業としては、北海道新幹線(新函館北斗・札幌間)工事、一般国道 5 号創成川通(都心アクセス道路)、北5 西1・西2地区市街地再開発事業を想定している。

(3) 整備方針検討

ア パース図作成、デザイン検討

東西を結ぶ創成川上空歩行者動線を確保するための歩道橋整備案に関し、構想レベル にて3案程度のパース図(鳥瞰・アイレベル)を作成する。

イ 滞留空間検討

歩道橋の一部に創成川を見下ろすことが可能な滞留空間の検討を行う。

ウ 歩道橋上屋検討

歩道橋上に屋根等の上屋を整備する場合の、上屋形状や歩道橋に与える荷重条件等を 整理する概略検討を行う。

エ 建築基準法、消防法等の法的整理

上屋を含む歩道橋及び再開発建物との接続に関し、建築基準法、消防法等における条件や適用基準等の法的整理を行う。

オ 建築基準法、消防法等の関係機関協議

前項の整理結果をもとに、建築基準法、消防法等に関する協議資料を作成の上、関係 機関協議を実施する。

カ 設備計画検討

歩道橋における照明、ロードヒーティング及びエレベーターの設備計画を検討する。 必要に応じ、パース図作成、デザイン検討結果を反映したものとする。

(4) 歩道橋構造検討

東西を結ぶ創成川上空歩行者動線を確保するための歩道橋について、構造概略検討を行う。 検討項目は以下のとおりとするが、詳細は業務主任と協議して決定すること。

<歩道橋構造概略検討>

以下4案を検討

①連続桁 直橋 (L=約60m)

※西側:再開発建物載荷 東側:創成川通歩道内橋脚設置

- ②連続桁 直橋 (L=約60m) ※西側、東側: 創成川通歩道内橋脚設置
- ③連続桁 斜橋(L=約60m)※西側:再開発建物載荷 東側:市有地橋脚設置
- ④単純桁・デッキ整備案(単純桁:L=約25m×2橋、中央デッキ)

※西側:再開発建物載荷 東側:創成川通歩道内橋脚設置

なお、①案においては、再開発事業者との協議に向けて、再開発建物への載荷荷重、桁端 の移動量及び接続部の形状を令和5年9月末までに示す。

<基礎検討>

上記4案に関し、計6基(①,③で各2基、②,④で各1基)の基礎構造を検討

(5) 打合せ

必要に応じて、業務の進捗状況等を確認するため発注者と打合せを行う(履行期間内に5回程度を想定)。打合せ後は議事録を作成し、発注者と共有すること。

(6) 説明資料の作成

上記の内容をとりまとめ、説明資料(概要版 (A3版4枚程度)及びパワーポイント資料)を作成する。

(7) 報告書の作成

上述の経過及び結果をまとめた報告書を作成する。

(8) 資料提供

札幌市の関連計画等について提供可能な資料は、必要に応じて発注者より提供するものとする。

5 業務の履行期間

契約書に示す着手の日から令和6年2月16日(金)までとする。

6 業務提案の上限額

金25,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)以内とする。

7 企画提案を求める事項

項目	説 明	ページ数
(1) 業務の実施方針及び フロー	提案者の当該業務に対する考え方や取組方 針等	A4 版 1 ページまで
(2) 歩行者動線検討	周辺土地利用や開発動向等に基づく動線計画や、歩行者動線の位置付けを検討する上で考慮すべきポイント	A4 版 2 ページまで
(3)整備方針検討、歩道橋 構造検討	デザイン案の検討や、滞留空間、上屋など の整備計画及び概略構造の検討を行う上で 考慮すべきポイント	A4 版 2 ページまで

(4) その他独自提案	上記のほか、事業目的に資する取り組みにつ いての提案事項があれば追加	A4 版 1 ページまで
(5)業務工程表及び業務 実施体制	履行期間中における業務別のスケジュール、業務の実施体制及び担当技術者の交通、まちづくりに係る計画策定に関連する 業務の経歴	A4 版 1 ページまで
(6) 参考見積	(1)~(5)の企画提案について、上記6に示す提案上限額の範囲内とする積算及び業種別の積算内訳	A4 版 1 ページまで

8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和 3・4 年度札幌市競争入札参加資格者名簿(工事・建設関連サービス・道路維持除雪) において、業種が「建設関連サービス業」の「土木設計・監理業」に登録されている者であること。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有していること。
- (7) 国又は地方公共団体等が発注した、交通に係る計画策定の業務を元請として履行した実績があること。

9 提案方法等

(1) 提出書類

【正本】1部

① 参加意向申出書(様式第1号)

(添付書類)

ア 同種業務等実績書(様式第2号) 上記8-(7)に係る業務の実績を記載

イ 業務の実施を証明する書類

上記アに記載した業務を実施したことを証明する書類(契約書・請書の写し、又は 業務実績情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し)及び当該業務の内容が 確認できる書類(設計書、仕様書その他提出者が必要と判断した書類)

- ウ 競争参加資格認定通知書の写し
- ② 企画提案書(様式自由)

用紙サイズはA4版の両面印刷とする。提案書のページ数については、上記7を参照のこと。ただし、下記 11 に示す二次審査でのプレゼンテーションの際に、記載内容のすべてを説明できる程度のものとすること。

【副本】9部

上記②の企画提案書の写し

(2) 提出方法及び提出先

持参又は送付により、下記14の連絡先に提出すること。

(3) 提出期限

令和5年3月28日(火)15時00分必着とする。なお、送付の場合は特定記録により、前日必着とすること。

(4) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

- イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用する ことを許諾するものとする(必要な改変、書類の複製を含む)。なお、当該使用に当たっ ては、札幌市は無償で使用できるものとする。
- ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選 定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾する ものとする(必要な改変、書類の複製を含む)。なお、当該使用に当たっては、札幌市は 無償で使用できるものとする。
- エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、 参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの 損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌 市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する 場合がある。

(5) その他

- ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者当たり1件とする。
- イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- ウ 提出された企画提案書等は返却しない。
- エ 企画提案書等提出後の訂正、追加、再提出は認めない。

10 質疑

(1) 質問の受付期限

令和5年3月20日(月)15時00分必着

(2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票(様式第3号)により、要旨を簡潔にまとめ、下記14の連絡先までメールまたはFAXにより提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時下記ホームページにて公開する。

URL http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html

11 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

企画提案は、札幌市の関係部局の職員からなる「令和5年度創成川上空歩行者動線検討業 務企画競争実施委員会」(以下「委員会」)において審査し、総合的に優れた能力を有する と認められた者を契約候補者として選定する。

アー次審査

上記8に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。

- (ア) 上記6の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する
- (イ) 企画提案件数が3件以下の場合は、一次審査を省略する。
- (ウ) 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。

なお二次審査は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、提出書類による書類審査 にて審査を行う等、審査方法の変更を行う可能性がある。下記(カ)の時にあわせて審査方 法についても通知する。

- (ア) 出席者は1件当り3名以内とし、説明者は企画提案書記載の担当技術者とする。
- (4) プレゼンテーションは30分(説明20分・質疑10分)とする。
- (ウ) 説明については、提出済みの企画提案書に基づいて行うこととし、その他の資料等の 配布は認めない。説明内容が、企画提案書から逸脱する場合には減点とする。
- (エ) 説明に際して、スクリーン映写により説明を希望する場合は、提出済みの書類の転写 のみ認める。
- (オ) スクリーン映写を行う場合は、提案者がノートパソコンを持参すること。なお、当日 は提案者が控室等において事前にノートパソコンを起動し、案内後すぐにプロジェク ターに接続できるように準備しておくこと。
- (カ) 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

(2) 審査スケジュール (予定)

- 一次審查 令和5年4月10日(月)
- 二次審查 令和5年4月13日(木)

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

(3) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とする。一次審査は、委員会委員の評価の合計点数が高い順に審査通過者を決定する。二次審査においては委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記 12 に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の6割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者としない。

なお、一次審査又は二次審査が同点の場合については、次表に示す審査項目の(2)・(3)・(4) の合計点が高い順に審査通過者又は審査候補者とし、当該項目においても同点の場合はくじ引きにより審査通過者又は契約候補者を決定する。

審查項目	審査基準	配点
(1) 業務の実施方針及びフロー	当該業務に対する考え方や取組方針等について、業務の目的・内容を十分に理解したものであるか	10
(2) 歩行者動線検討	業務の目的、内容を十分に理解しているか 提案内容は妥当かつ具体的なものであるか	30
(3) 整備方針検討、歩道橋構造検討	提案内容は業務目的に合致したものであるか 説明や質問を通じた対象分野への専門性	30
(4) その他独自提案	独自の提案事項について、業務目的に合致した ものであり、妥当かつ具体的なものであるか	20
(5) 業務工程表及び業務実施体制	組織体制、マネジメント体制、担当者の能力・ 経験等	10
	合 計	100

(4) 最終審査結果の通知

最終審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

12 契約候補者との役務契約の条件

札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会の委員の評価の合計点数が最も高かった者(以下「最優秀者」という。)と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、二次審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性質上、当該契約に当たり、企画提案内容(参考見積内容を含む。)をもって、そのまま契約するとは限らない。

また、企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方とはしない。

13 参考資料

(1) 札幌市「第2次都心まちづくり計画」

http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/plan/toshin2.html

(2) 札幌市「札幌駅交流拠点のまちづくり」

http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/sapporoeki/sapporoeki.html

(3) 札幌市「札幌駅周辺の交通基盤整備」

http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/kotsukiban.html

14 連絡先

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課 (札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側) 電話 011-211-2492 Fax 011-218-5114 E-mail sogokotsu-keiyaku@city.sapporo.jp

